

「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案（仮称）」ほか2条例の概要

1 改正内容

◎ 職員の配置基準（3条例共通）

- ・ 保育所及び認定こども園における職員の配置基準について、次のとおり改めることとします。

園児の区分	改正前	改正後
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	おおむね15人につき1人
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	おおむね25人につき1人

- ・ 保育士等の配置の状況に鑑み、教育・保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の基準により運営することができることとします。

2 施行期日

公布の日から施行することとします。

3 根拠法令等

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）〔保育所関係〕
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）〔幼保連携型認定こども園関係〕
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）〔幼保連携型認定こども園以外の認定こども園関係〕

※ 改正内容については、別添の各官報の写しをご覧ください。

4 その他

このたびの改正に合わせて、県独自基準の明瞭化による事業者の利便性向上を図るため、省令等と同内容の基準は、当該省令等の基準を保育所等の設備運営基準とする旨を規定し、県独自基準については、その内容を規定する方式に変更することとします。また、これに伴い、細目的な基準を定めている規則は、廃止することとします。